

被保険者 各位

健保通達 08-07-67
文化シャッター健康保険組合
理事長 市川 治彦

被扶養者確認調査について ～WEB による資格調査(検認)実施のご連絡～

平素より健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、本年も、健康保険法施行規則第 50 条に毎年実施することが定められております 被扶養者の資格調査(検認)を行います。

この調査は、現在 被扶養者となっている方が、引き続き被扶養者としての基準を満たしているか、認定基準に照らし合わせて再確認させていただくものです。健康保険法を順守するために行う重要な調査であり、被扶養者数は健康保険組合の財政に大きく影響します。

また昨年同様、「夫婦共同扶養の状況確認調査」を併せて行います。

夫婦双方に収入があり、夫婦とも健康保険の被保険者で、子や親などを扶養する場合(夫婦共同扶養)は、原則として「年間収入の多い方」の扶養に入ります。

配偶者が被保険者の扶養でない場合に、被扶養者の主たる生計維持者を確認するため、配偶者の収入を証明する書類をご提出いただき、夫婦どちらの扶養となるかを再確認させていただきます。

※※必ず期限までに必要書類をご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。※※

本年度も、個人情報の保護・業務効率化の観点から、被保険者ご自身がサイトにログインして、必要書類を確認し、書類をアップロードする WEB による資格調査(検認)を行います。

《 提出方法 》 ※詳細は「令和 8 年度 健康保険 被扶養者資格調査」実施のご案内をご参照ください。

「MY HEALTH WEB」にアクセス ⇒ 初回登録手続き ⇒ メール受信

⇒ 「MY HEALTH WEB」にログイン ⇒ 提出書類の確認と提出

MY HEALTH WEB ログイン時に必要な「仮パスワード」は

8 月上旬(8 月 4 日健保より発送予定)に会社様経由で対象者様宛に送付いたします

「令和 8 年度 健康保険 被扶養者資格調査」実施のご案内(オレンジ色の封筒) に記載してご連絡いたします。

※昨年設定していただいたIDとパスワードは使用できませんのでご注意ください。

※「医療費通知」「医療費控除用通知」は、引き続き「KOSMO Web」にて閲覧いただけます。

《 実施要領 》

1. 被扶養者確認調査 対象者；「令和 8(2026)年 4 月 2 日現在 15 歳以上の被扶養者」

※令和 8 年 4 月 1 日以降被扶養者となった方、再雇用で再認定になった方は含まれません。

※15 歳未満の被扶養者の方につきましては検認を省略いたしますが、現在基準額を超える収入がある場合扶養から外す手続きをお願いいたします。

2. 夫婦共同扶養の状況確認調査 対象者；

「令和 8(2026)年 4 月 2 日現在 3 歳以上の末子が当健康保険組合の被扶養者であり、配偶者が当健康保険組合に入っていない方

3. 調査開始； 令和 8(2026)年 8 月 7 日（金）より MY HEALTH WEB サイトオープン

「<https://bunkashutterkenpo.mhweb.jp> よりログインして調査を開始してください。

4. 提出期限； 令和 8(2026)年 9 月 30 日(水)

※ログイン、初回登録(連絡先登録)は 9 月 11 日(金)までに行ってください。

5. 提出方法； 調査対象の被保険者ご自身で「MY HEALTH WEB」へログインの上、提出書類を確認し、提出書類をアップロードしてください。

※提出方法の詳細は 8 月上旬(8 月 4 日健保より発送予定)に会社様経由で送付いたします

「令和 8 年度 健康保険 被扶養者資格調査」実施のご案内(オレンジ色の封筒)をご確認ください。

《 お問い合わせ先一覧》

■「MY HEALTH WEB へのアクセス方法」についてのお問い合わせ先

《MY HEALTH WEB ヘルプデスク》

03-5213-4467 ※9:00～17:00(土日祝日を除く)

■「被扶養者資格調査(設問や必要書類)についてのお問い合わせ先

《法研コールセンター 文化シャッター健康保険組合 被扶養者資格調査 担当》

0120-875-176 ※9:00～17:00(土日祝日を除く)

※期限間近になると電話が込み合うことが予想されますので、お早めにご準備ください。

■「お問い合わせナビ(24 時間受付、チャットボット) ※新規

「令和 8 年度 健康保険 被扶養者資格調査(検認)実施のご案内」記載のQRコードよりお問い合わせください。

■ MY HEALTH WEB ログイン後は、サイト内よりメールでのお問い合わせも可能です。

被扶養者資格調査 トップページ「お問合せフォーム」よりお問い合わせください。

6. 注意事項

提出期限(令和 8(2026)年 9 月 30 日(水)までに未提出の場合は、提出期限の翌月 1 日付で被扶養者の資格を喪失することになります。

7. 資格確認作業について

委託先である「株式会社 法研」が資格確認作業を行います。

※個人情報の取り扱いにつきましては、文化シャッター健康保険組合HP「個人情報保護方針」をご確認ください。

8. 文化シャッター健康保険組合 担当

渡辺、吉田 (TEL) 03-5842-3060

以上